

OPRC-HNS 議定書の実施のための海洋汚染防止法の一部改正について

海上保安庁警備救難部環境防災課

1. はじめに

今回の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正は、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」いわゆる OPRC-HNS 議定書の実施のため、有害液体物質などが排出された場合に、より迅速かつ効果的な対処が可能となるよう、国内体制を整備するために行ったものです。

OPRC-HNS 議定書は、油以外の危険物質及び有害物質、いわゆる HNS が排出された場合に、より迅速かつ効果的な対応が可能となるよう

船舶及び陸上の取扱施設に緊急計画を備付けること

事故発生時には迅速に関係機関へ通報すること

国家的な緊急時計画を策定するなど国家的な体制を確立すること

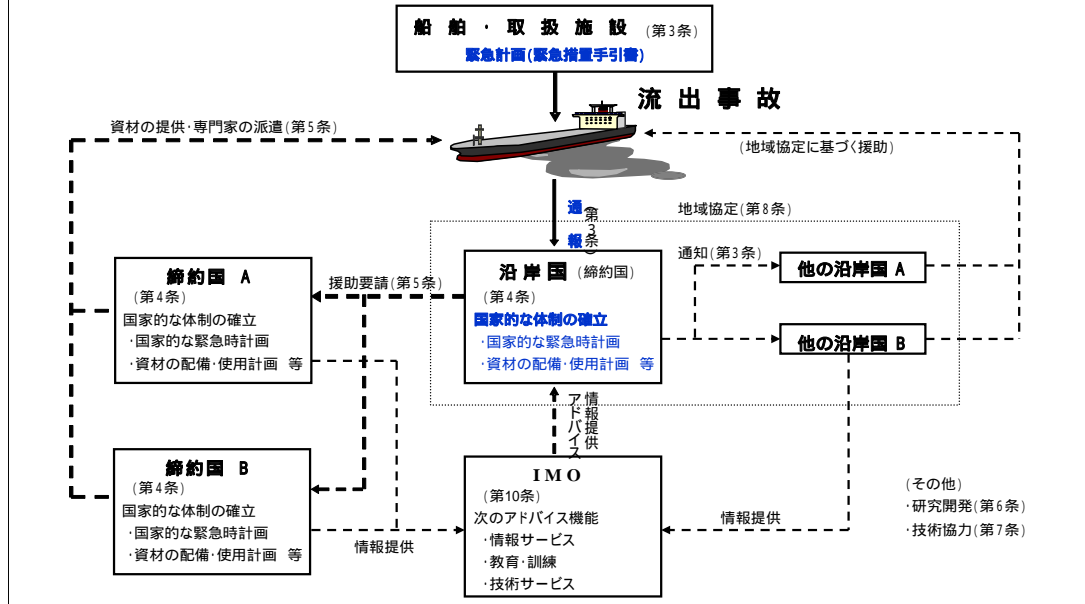
等を要求するとともに、他の締約国に対する援助要請等国際的な協力についての枠組みを定めており、1989年3月にアラスカ沖で発生した「エクソン・バルディーズ号」事故を契機として策定された「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC 条約)により構築した国際的な協力の枠組み等を油以外の危険物質及び有害物質に拡大するものです。

また、議定書が対象とする HNS については、「油以外の物質であって、その海洋環境への流出が人体に危害を及ぼし、生物資源及び海洋生物を害し、環境に損害を与え、又は他の海洋の正当な使用を妨げる可能性のあるもの」という概念規定を置くに止め、具体的な物質名は列記しておらず、締約国がその実情に応じ、議定書の要求事項ごとに、対象物質を決めることとされています。

この議定書は、平成 18 年 6 月 14 日にポルトガルの加入により発効要件を満たし、平成 19 年 6 月 14 日に発効することとなっています。

OPRC - HNS 議定書の概要

「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」(OPRC-HNS議定書)は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)により構築した国際的な協力の枠組み等を油以外の危険物質及び有害物質(HNS: Hazardous and Noxious Substances)に拡大するもの



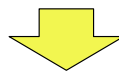
また、我が国周辺海域においては、年間30隻から50隻のケミカルタンカーの事故が恒常的に発生しており、特に、平成17年7月には、折からの濃霧の影響で、ケミカルタンカーの事故が連続して発生したところです。

これらの事故のうち、平成17年7月15日、三重県熊野市沖において発生したケミカルタンカー同士の衝突事故では、積荷である粗製ベンゼンは、高引火性を有し、急性毒性物質・発ガン性物質であり、C類に分類されている物質ですが、この粗製ベンゼンが流出、引火炎上し、消火に二昼夜半を要するとともに、乗組員6名の尊い命が奪われました。

このようなケミカルタンカーの事故の多発を重く受け止めた政府は、「平成18年度防災対策の重点について」において、「ケミカルタンカー等危険物積載船の海難事故、石油コンビナート災害その他各種特殊災害対策の充実、強化を図る」ことを明記し、平成17年7月、中央防災会議の了承を得たところです。



我が国周辺海域では、
年間30隻から50隻のケミカルタンカーの事故が恒常的に発生



平成18年度防災対策の重点について（抄）（平成17年7月中央防災会議）

5 災害応急体制の整備

ケミカルタンカー等危険物積載船の海難事故、石油コンビナート災害その他
各種特殊災害対策の充実、強化を図る

「平成19年度防災対策の重点について」においても、同様の決定

このように、今回の海洋汚染防止法の改正は、OPRC-HNS 議定書を実施するとともに、我が国周辺海域におけるケミカルタンカーの事故の多発を受け、世界の主要な海運国である我が国が、その国際的な地位にふさわしい責任を果たすため、有害液体物質を始め「危険物質及び有害物質」の排出に際し、より迅速かつ効果的に対処し得る国内体制を確立するために実施したところです。

この改正については、参議院、衆議院ともに、一人の反対もなく全会一致で認められ、平成18年6月14日公布されました。

なお、OPRC-HNS 議定書の締結（2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件）についても、全会一致で衆参両院の承認が得られたところであり、現在、平成19年6月14日の発効にあわせ、我が国に対しても効力を生ずることとなるよう、加入の手続きを進めているところです。

今号では、改正法の概要を中心に御紹介させていただきます。

2. 改正法の概要

OPRC-HNS 議定書を実施するための方策については、平成17年、(社)日本海難防止協会等の協力を得ながら、化学、船舶、環境、防災などの諸分野における専門家で構成する「HNS汚染事故への準備及び対応に関する調査研究委員会」(委員長：藤野正隆東京大学名誉教授)を設置し、同委員会においてHNSの海上輸送等に対する国内体制の構築に向けた検討を行っていただきました。その結果、事故発生時に船舶所有者等が講ずべき措置等に関する提言（詳細については海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h17/k20051101/HNS.pdf>）を御参照下さい。）が取りまと

められ、改正法は、この提言のうち、法律改正を必要とするものをすべて盛り込み、以下のような内容となっています。

(1) 定義の変更

これまで、有害液体物質は、船舶によりばら積み輸送されるものに限られていたが、陸上施設で保管される「有害液体物質相当の物質」の排出事故にも的確に対処する必要があることから、「有害液体物質」の定義を油以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質であって、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるものに加え、海洋施設等（海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む。）にある施設をいう。）において管理されるものをいうこととした。

(2) 海洋汚染の防止

排出時の通報

大量の油の排出があった場合等と同様に、海洋施設等の管理者は、大量の有害液体物質の排出があったとき又はそのおそれがあるときは、最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととした。

防除措置等

イ 大量の特定油の排出があった場合と同様に、大量の油（特定油を除く。）又は有害液体物質の排出があったときは、船長等は、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続き油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」という。）のための応急措置等を講じなければならないこととした。

ロ 海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にその排出を防止する必要があるときは、船長等に対し、当該油又は有害液体物質の抜取り等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

ハ 一定の海域を貨物として油（特定油を除く。）又は有害液体物質を積載して航行する船舶の船舶所有者は、排出油等の防除のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備するとともに、排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかななければならないこととした。

ニ 海上保安庁長官は、船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

ホ 一定の規模以上の有害液体物質保管施設の設置者等は、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかななければならないこととした。

(3) 海上災害の防止

海上保安庁長官は、危険物の排出があった場合において、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

海上保安庁長官は、危険物の海上火災が発生した場合において、海上災害の拡大を防止するた

め必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、消火、延焼の防止等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

船長等は、危険物の排出のおそれがあるときは、最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならないこととするとともに、海上保安庁長官は、緊急にその排出を防止する必要があるときは、船長等に対し、当該危険物の抜取り等必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

(4) 独立行政法人海上災害防止センターの業務等

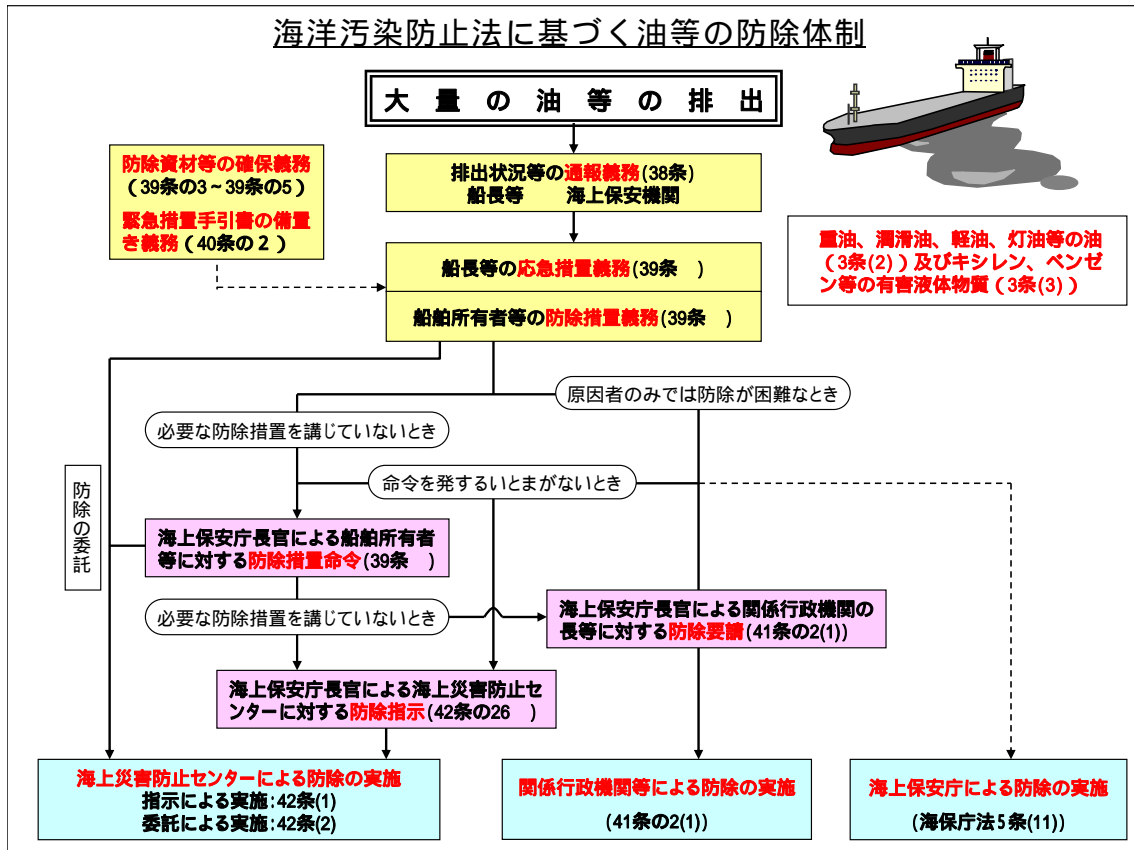
特定油が排出された場合と同様に、海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、一定の要件を満たすときは、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）に対し、排出油等の防除のための措置を講ずべきことを指示することができることとするとともに、センターは、海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施することとした。

(5) その他

海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の対象に有害液体物質を加えることとするとともに、排出油の防除に関する協議会に、有害液体物質を輸送する船舶の船舶所有者等を加え、排出油等の防除に関する協議会とすることとした。

このように、今回の改正においては、HNS の中でもその輸送形態（ばら積み輸送）等から事故が発生した場合に、大量に排出される可能性が高く、より迅速な対応が必要な「有害液体物質」及び「危険物」を対象に対応体制の強化を図ることとしたところですが、その他のHNSについては、一般的に個品輸送（容器に収納して行う輸送形態）されており、海洋汚染防止法第40条の「その他の物」に該当することから、必要な場合に海上保安庁長官がその除去等を命ずることができることとされています。

なお、容器入りのHNSの排出が直ちに海洋を汚染するとまではいえない場合があることから、そのような場合においても適切に対応できるよう今回の法改正において、この海上保安庁長官の命令の発動要件を見直し、「海洋が汚染されるおそれ」がある場合にも発動できるように改正したところです。



3. 今後の予定

有害液体物質が排出された場合の防除措置義務や有害液体物質が排出されるおそれがある場合の海上保安庁長官の命令等については、平成 19 年 4 月 1 日から施行されることとなっており、このため海上保安庁では、ケミカルタンカーの船舶所有者等に対し、その周知に努めることとしています。

また、資機材や要員の確保の義務付け（第 39 条の 5 関係）については、一定の準備期間等が必要であることから、平成 20 年 4 月 1 日から施行されることとなっていますが、必要となる資機材やその数量、要員に求められる能力等については、「HNS 汚染事故への準備及び対応に関する調査研究委員会」に御出席いただいた専門的知見を有する専門家の方々やケミカル業界、船舶・船主関係の団体等の関係者等で構成する「HNS 国内体制整備検討委員会」を新たに設置（事務局：（社）日本海難防止協会）し、その具体的な内容について検討していただき、次の提言が取りまとめられたところです。

今後、海上保安庁では、この提言を踏まえ、省令改正を行うなど具体的な国内体制の整備に取り組んでいくこととしています。

提 言

～ HNS 国内体制整備検討委員会 ～

平成 17 年 10 月 27 日、「HNS 汚染事故への準備及び対応に関する調査研究委員会」は、「2000 年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書（OPRC-HNS 議定書）」の締結に資するため、HNS 汚染事故に対する我が国の防災体制の現状及び課題、対策等について検討を行い、国家的体制の整備、海上保安庁の体制強化等を内容とする提言をまとめた。平成 18 年 6 月 14 日には、当該提言に基づき立案された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 68 号）」（以下「改正海洋汚染防止法」という。）が公布されるに至った。

本委員会は昨年の委員会を引き継ぎ、改正海洋汚染防止法において新たに義務付けられることとなった「有害液体物質」及び「特定油以外の油」の防除のために必要な資材及び機械器具、防除に関する必要な知識を有する要員の具体的内容等を中心に、我が国が整備すべき体制について検討を行った。

有害液体物質や特定油以外の油は、その種類が多く、その性状も物質によって異なること、物質によっては引火性や反応性あるいは毒性を有するものがあり、また、その対応にあたってはそれらが複合した危険性についても十分配慮し、国内体制を整える必要があること、これらの物質への対応体制の確立のために立案された改正海洋汚染防止法は国会審議において全会一致で可決成立したことを基本認識として、以下の提言を行うものである。

提言 1：国内対応体制の早期整備

OPRC-HNS 議定書は、本年 6 月 14 日のポルトガルの加入により、その発効要件を満たしたことから、平成 19 年 6 月 14 日に発効することとなった。

我が国は、先進海運国として、また、その経済及び国民生活を諸外国との間における多種・大量の HNS の海上輸送に依存している国として、その国際的地位に相応しい責務を果たすべく、速やかに国内対応体制を整備することが望まれる。

提言 2：船舶所有者が準備すべき有害液体物質の防除のための資材等

改正海洋汚染防止法第 39 条の 5 では、「特定油以外の油又は有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、当該船舶が常時航行する海域で地形、潮流その他の自然的条件からみて特定油以外の油又は有害液体物質の排出があったならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域として国土交通省令で定める海域を、当該船舶に貨物として特定油以外の油又は有害液体物質を積載して航行させるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所その他の国土交通省令で定める場所に、排出油等の防除のために必要な資材を備え付け、機械器具を配備し、及び排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員を確保しておかなければならない。」とされている。

対象となる船舶や備え付けるべき資材等の内容等については、国土交通省令に委任されているところであるが、立案にあたっては、以下に掲げる内容とすることが望まれる。

1. 対象となる船舶

特定油以外の油や有害液体物質は、特定油を輸送するタンカーと同様に、一般的に専用の船舶で輸送されており、また、特定油を輸送するタンカーに係る規制は、事故の発生状況、海洋汚染の状況等から総トン数 150 トン以上のタンカーを対象としている。

これらのことから、改正海洋汚染防止法第 39 条の 5 の対象となる特定油以外の油や有害液体物質を輸送する船舶についても、総トン数 150 トン以上とすることが適当である。

2. 対象となる海域

対象となる海域については、改正海洋汚染防止法第 39 条の 5 において「地形、潮流その他の自然的条件からみて油又は有害液体物質の排出があったならば海洋が著しく汚染されるおそれがある海域」とされている。

このような海域とは、船舶交通が輻輳し事故の発生する蓋然性が高く、また、臨海部に都市機能が集中し、かつ、閉鎖性海域であり、事故が発生した場合に著しい影響が生ずる可能性が高いなどの理由から、東京湾、伊勢湾（三河湾を含む。）及び瀬戸内海とすることが適当である。

なお、それぞれの海域の範囲については、各種法令において使用されている

東京湾：千葉県洲崎灯台から神奈川県鎌倉灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

伊勢湾：愛知県田原市大山三角点から三重県大王崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

瀬戸内海：和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

とすることが適当である。

3. 資材等を備付け等する場所

有害液体物質や特定油以外の油は、引火性や毒性を有するものがあり、その排出があった場合、引火性ガス等の発生により、外部から事故船舶への接近は危険を伴う場合が多い。したがって、事故船舶に資材及び機械器具が備え付け又は配備されていたとしても、それらを有効に使用できない場合が多いと考えられる。

このため、防除のための資材及び機械器具や防除に関し必要な知識を有する要員については、重油などの特定油の場合とは異なり、事故船舶の外部から調達等することを基本とすることが適当であり、このことは、改正海洋汚染防止法第 39 条の 5 においても「当該船舶の所在する場所へ速やかに到達することができる場所」を例示し、その立法趣旨が明らかにされているところである。

したがって、資材等を備付け・配備し、また、要員を確保する場所については、原則として、2 時間以内（やむを得ない場合は 3 時間以内）に事故船舶の所在する場所へ到達できる場所とすることが適当である。

4. 必要となる資材及び機械器具

有害液体物質や特定油以外の油は、その種類が多く、その性状や挙動も物質によって異なる。したがって、これらの物質が排出された場合の防除は、物質の危険性について十分に認識した上で、その性状及び挙動を把握し、さらに海・気象、現場海域及び周辺地域の状況等に応じ、最も有効かつ適切な方法で実施される必要があり、防除のための資材及び機械器具についても、状況に応じた方法を講じるために必要な種類のものが必要な数量だけ確保されていることが望ましい。

また、特に有害液体物質については、新たに開発された物質が環境大臣の査定を受けることによって分類される仕組みとなっており、また、輸送方法も、パーセルタンカーによって、様々な物質が同時に輸送されることもあることなどから、個々の物質ごとに必要となる資材及び機械器具を検討することは現実的ではない。なお、有害液体物質の中には、食品の原料となる物質など人体にとっては無害であると考えられるものもあるが、そのような物質であっても、その排出によって海洋を汚染するとの国際的な評価が得られていることから、所要の措置を講ずる必要がある。

こうしたことから、防除のための資材及び機械器具は、有害液体物質や特定油以外の油の基本的な挙動特性に注目し、蒸発するもの、海面を浮遊するもの、海中を漂流するもの、海水に溶解するもの、海底に沈降するものに分け、それぞれに必要な資材等について義務付けを行うことが適当であり、それぞれの特性に応じ、以下の内容とすることが望まれる。

蒸発するもの

オイルフェンス、ゲル化剤、サンプリング資材、放水能力を有する船舶

海面を浮遊するもの

オイルフェンス、サンプリング資材、回収資材、回収装置

海中を漂流するもの

拡散防止資材（シルトフェンス等）、サンプリング資材

海水に溶解するもの

拡散防止資材（シルトフェンス等）、サンプリング資材

海底に沈降するもの

拡散防止資材（シルトフェンス等）、サンプリング資材、水中ポンプ、浚渫装置

これらの資材等の準備とともに、引火性や毒性を有する場合には、追加的に、

引火性ガス等の影響範囲を把握するための検知器

作業員の安全を確保するための防護衣・保護具

引火性ガス等の発生を抑制するためのゲル化剤

放水能力を有する船舶

を準備しておくことが望まれる。

なお、準備すべき数量については、国が一律に定めるのではなく、船舶所有者がその判断において必要な数量を確保し、国は、例えば、準備状況についての報告を受けるなどして、事後的にその状況を確認する方法が適当である。

5. 確保すべき要員に求められる能力等

「防除に関し必要な知識を有する要員」に求められる知識としては、

海事用語、船の構造等の海事知識及び安全に関する知識を有すること

有害液体物質等に関する知識を有し、適切かつ合理的な防除作業が実施し得ること

労働安全衛生について十分な知識を有すること

が必要であると考えられ、以下の公的資格を有していることや講習を修了していることが望まれる。

4級海技士（航海）又は4級海技士（機関）以上の免状を授有していること

船員法に定める「甲種危険物等取扱責任者」に係る講習を修了していること

海洋汚染防止法に定める「有害液体汚染防止管理者」に係る講習を修了していること

提言3：陸上施設等における資材等の準備

有害液体物質や特定油以外の油が排出された場合の防除措置等の実施については、船舶からの排出であるか、陸上施設からの排出であるかを問わず、また、海域の別にかかわらず、全国一律に義務が課せられている。

一方、資材及び機械器具の準備については一定の船舶のみを対象に、また、海域の特性から、より迅速な対応が求められる海域に限り、法的義務が課せられたところである。しかしながら、法的義務が課せられていない陸上施設やその他の海域を航行する船舶が、全く資材等を準備しなかった場合、防除措置等の義務規定は到底履行できないものと思われる。

したがって、法的義務が課せられていない陸上施設やその他の海域を航行する船舶においても、その設置者や船舶所有者は、防除措置等の義務を適確に履行し得るよう検討を行い、必要に応じ新たな資材等を準備するなどの対応が望まれるところである。なお、これらの資材等については、提言2で述べた内容を参考とし、取り扱う有害液体物質又は特定油以外の油の種類、業種、施設周辺の状況等を勘案した上で、所要のものを準備することが望まれる。また、当該資材等及び既存資材等を活用した有効かつ適切な防除措置等について、あらかじめ所要の計画を定めておくなどの対応も望まれる。

提言4：専門的能力を有する防災機関の活用

提言2及び3で述べた内容は、有害液体物質や特定油以外の油の排出に備え必要なものであるが、これ

らを個々の船舶所有者や陸上施設等の管理者が準備するには、経済的負担も大きく、また、短期間での要員養成も困難と考えられる。一方、改正海洋汚染防止法においては、これまでの特定油の場合と同様、有害液体物質や特定油以外の油の防除措置の実施やそのために必要な資材の備付け及び機械器具の配備、並びに要員の確保に関し、第三者に委託することについて特段の制限を設けていない。

したがって、必要な資材等や要員を準備し、有害液体物質又は特定油以外の油に対する防除措置能力を有すると認められる第三者機関を有効に活用することが望まれる。

なお、独立行政法人海上災害防止センターは、海洋汚染防止法の規定に基づき、船舶所有者等の委託に基づく防除措置の実施や防除に必要な資材等の船舶所有者等への供与を業務としており、提言2で述べた内容を満たす体制の整備に努め、船舶所有者等からの委託に適切に応えることができるようにすることが期待される。

提言5：排出された物質の特定等

有害液体物質や特定油以外の油による事故の際、より迅速かつ効果的に対処し、乗組員、航行船舶及び付近住民の安全性を確保するためには、排出された物質が何であるかを速やかに特定することが不可欠である。しかしながら、船長等船舶乗組員が製品名や通称しか把握しておらず、事後の対応に支障を来している事例や、船長等船舶乗組員が避難のため退船し連絡が取れないなどの事例も見受けられる。

このため、船舶所有者のみならず、荷送人及び荷受人の協力の下、海上保安庁等関係機関や防除作業実施者が速やかに排出された物質の特性等を把握し得る仕組みを構築することが望まれる。

また、有害液体物質や特定油以外の油は、その種類が多く、その性状や防除手法も物質によって異なることから、これらに関し知見を有する製造業者等は、船舶からの排出であるか、陸上施設からの排出であるかを問わず、防除に関してその知見が必要とされる場合には、積極的に協力することが望まれる。

提言6：特定油の防除のための資材の見直し

特定油の防除のための資材については、海洋汚染防止法の施行規則において、細かく数量が定められているところであるが、例えば、回収資材については、一定の回収能力を有することが求められているのみで、より高性能な資材を備える場合等に、それらが数量に反映されないなどの問題がある。

提言2で述べたように、特定油の防除のための資材についても、その準備すべき数量については、国が一律に定めるのではなく、船舶所有者等がその判断において必要な数量を確保し、国は、例えば、船舶の総トン数に応じ、想定される排出量の一定割合の特定油を処理するために必要な数量等といった条件を設定するとともに、準備状況についての報告を受けるなどして、事後的にその状況を確認する方法が適当である。

提言7：資材等の準備状況の確実な把握

提言2及び提言6では、有害液体物質や油の防除に必要な資材及び機械器具の準備すべき数量については、船舶所有者等がその判断において必要な数量を確保すべきであり、また、提言4では、第三者機関の有効活用を図るべきとし、船舶所有者等の裁量の幅を拡大するよう求めたところである。さらに、提言3では、法的義務が課せられていない陸上施設やその他の海域を航行する船舶が、必要に応じ新たな資材等を自主的に又は共同して確保する場合であっても、法定義務者が確保すべき資材等の内容を参考とし、これに準じた確保が望ましいとした。

今後、特定油以外の油や有害液体物質の防除措置等のため準備される資材等は、自主的なものを含め、その種類・数量等が確実に増えていくことが容易に予想できる。一方、我が国の防除能力を正確に把握するためには、これら資材等の準備状況を把握しておくことも重要である。

したがって、国は、船舶所有者や陸上施設の設置者による資材等の準備状況を確実に把握しておくことが望まれる。

提言 8 : 引き続き国内体制整備の検討の必要性

油や有害液体物質の防除に関する原因者への義務付けについては、国際的なスタンダードと呼べるものはなく、各国がその実情に応じ、様々な仕組みを設けている。我が国においては、船舶所有者等原因者に、防除措置の実施やそのために必要な資材及び機械器具の準備の義務付けを行っているところである。

しかし、米国では、米国水域を航行する船舶及び汚染を引き起こす可能性のある陸上施設に対して、汚染事故が発生した場合の防除計画を定めることを義務付けるとともに、当該防除計画に防除措置を委託する専門機関（事前に防除契約を締結した専門能力を有する第三者）を明記することが定められている。

このような諸外国の事例も参考としつつ、海洋汚染事故に、より効果的・効率的に対処するための国内体制の整備等について、引き続き検討することが望まれる。

以 上